特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和元年 (2019年) **12**月 **23**日(月) R

No. 15079 1部377円 (税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

目 次

☆著作権の譲渡契約及びライセンス契約と 対抗要件制度 (**h**)(1)

著作権の譲渡契約及びライセンス契約と 对抗要件制度(上)

高樹町法律事務所 弁護士 桑野 雄一郎

はじめに 1 ~著作権法上の登録制度

(1) 登録制度の概要

著作権法は第2章第6節(75条ないし78条の2) において著作権に関する登録制度について規定し、 さらに88条において出版権、103条において著作

隣接権に関する登録制度についてそれぞれ規定し ている。

知的財産権である特許権や商標権等においても 登録制度が設けられているが、これらの権利にお いては登録が権利の発生や移転等についての効力 要件とされている(特許法98条1項1号等)。こ れに対して著作権は、著作物を創作することによ り権利が発生し、登録等の手続は権利発生の要件

特許業務法人アイミー国際特許事務所

所 長 伊 藤 英彦* 弁理士

弁理士 Á 井 あゆみ

下 弁理十 森 八 郎* 副所長 竹 内 直 樹* 弁理士

弁理十 松 \mathbf{H} 美幸子*

*:付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒542-0082 大阪市中央区島之内1-21-19 (オリエンタル堺筋ビル)

TEL: 06(6120)5210 FAX: 06(6120)5211 E-mail: info@imypatent.jp URL http://www.imypatent.jp ではなく(著作権法17条1項及び2項、51条1項)、 また著作権等の譲渡等も当事者間の合意によって 効力が生じ、登録等の手続がその効力要件とはさ れていない(同法61条1項)。従って、著作権法 の登録制度は特許法や商標法の登録制度とは法的 意味が異なるものとなっている。

著作権法における登録制度の概要は【図1】のとおりである。

このように著作権法の登録制度には対抗要件としての登録とその他の登録の2つがあり、その他の登録は著作者であること、最初の発行または公表の年月日や創作年月日といった一定の事実を推定するという効果を有するものである。

対抗要件としての登録は、著作権、出版権及び 著作隣接権という著作権法上の財産権の移転等に ついての第三者対抗要件であり、その法的意味は 基本的に同じである。

本稿では著作権の譲渡等についての対抗要件としての登録制度について検討することとする。

(2) 対抗要件制度としての登録と登録制度の利用 状況

著作物の取引を行うコンテンツビジネス業界に おいてはもちろんのこと、それ以外でも企業のロ ゴデザイン、広告用の作品など、企業活動の中で 著作権の譲渡を受けることは極めて多いものと考 えられるが、著作権法は、著作権の譲渡について は「登録しなければ、第三者に対抗することができない」と定めている(77条)。この「第三者に対抗することができない」という規定は、「不動産に関する物権の得喪及び変更は、・・・登記をしなければ、第三者に対抗することができない」と定めている民法177条と同趣旨のものと考えられている。すなわち、著作権の譲渡の場合を例にとると、著作権の譲受人が第三者に対して自己が著作権者であると主張するには登録を備えなければならないということである。

このように、著作権譲渡等における対抗要件としての登録は極めて重要だと思われるにもかかわらず、登録制度は活用されているとはいい難い。【図2】は文化庁の著作権等登録状況検索システム¹を利用して得られた1971年以降の著作権等(プログラムの著作物を除く)の登録件数(対抗要件としての登録に限られない)をまとめたものである。登録に際しての登録免許税の負担等の事情はあるにしても、約50年間で著作権、出版権及び著作隣接権を合計しても登録件数が約3万件というのは極めて少ないことは明らかである。

このようにあまり活用されていない登録制度 であるが、今後著作権譲渡等に伴う将来のリスク 回避のためにもう少し積極的な活用を検討する余 地があるのではないかと思われるので、本稿は具 体的にどのような場合に登録制度を利用すべきか、 登録制度を利用しない場合のリスクが具体化する

【図1】著作権法の登録制度

目的	種類	登録対象	登録の効果
権利変動の公示	著作権の登録 (77条)	著作権の移転or処分の制限 著作権を目的とする質権の設定、移転等が あった事実	
	出版権の登録 (88条)	出版権の設定、移転、変更等、 出版権を目的とする質権の設定、移転等が あった事実	対抗要件
	隣接権の登録 (104条)	隣接権の移転or処分の制限 隣接権を目的とする質権の設定、移転等が あった事実	
その他	実名の登録 (75条)	無名or変名で公表された著作物の 著作者の実名	著作者と推定
	第一発行(公表) 年月日等の登録 (76条)	発行or公表された著作物について その最初の発行or公表年月日	登録された年月日に第一発行or 公表があったものと推定
	創作年月日の登録 (76条ノ2)	プログラムの著作物の創作年月日	登録された年月日に創作された ものと推定